

平成30年第2回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	4
	(5) 会期の決定	4
	(6) 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第7号及び第8号、 同意第1号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第2号の説明、採決	6
	(9) 認定第1号及び第2号の説明、採決	7
	(10) 議案第7号及び第8号の説明、採決	13
	(11) 同意第1号の説明、採決	15
	(12) 閉会及び閉議の宣告	16

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第18号

平成30年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年6月13日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- (1) 日 時 平成30年7月13日(金) 午後2時00分
- (2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 2 招集年月日

平成30年7月13日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成30年7月13日 午後2時10分開会、午後3時02分開会

## 5 応招議員

5番 添田 勝幸君	6番 前後 公君	7番 加藤 幸一君
9番 目黒 章三郎君	11番 本多 勝実君	12番 大和田 博君
15番 下山田 和雄君	16番 菊地 正文君	

## 6 不応招議員

1番 品川 萬里君	2番 清水 敏男君	3番 遠藤 忠一君
4番 須田 博行君	10番 米山 光喜君	13番 片平 秀雄君
14番 古川 庄平君		

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木 幡 浩 君	副広域連合長	高 橋 宣 博 君
代表監査委員	松 野 孝 司 君	会計管理者	佐 藤 博 美 君
事務局長	熊 坂 俊 則 君	事務局次長	町 島 齊 君
総務課長	新 関 明 君	業務課長	二階堂 恵 一 君

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第7号及び第8号、同意第1号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 認定第1号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第2号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第7号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第8号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**議長（目黒 章三郎君）** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 万里 君、清水 敏男 君、遠藤 忠一 君、須田 博行 君、米山 光喜 君、片平 秀雄 君、古川 庄平 君、より欠席の届け出がありました。

また、馬場 有 君がご逝去されたこと受け、1名欠員となっております。

直ちに本日の会議を開きます。

去る6月27日にご逝去されました、浪江町長の馬場 有 君の御霊に対し、生前のご遺徳をしのび、謹んでご冥福をお祈り申し上げ、黙祷をささげたいと思いますので全員起立願います。

黙祷始めます。

黙祷。

黙祷をおわります。

ご着席ください。

(午後2時10分)

### (2) 諸般の報告

**議長（目黒 章三郎君）** 暑い方は上着を脱いで結構です。

日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成30年4月28日に、馬場 孝允 君が任期満了となりました。

これにより、平成30年4月17日告示の補欠選挙が執行され、前後 公 君が当選されました。

平成30年4月30日に、大和田 博 君が任期満了となりました。

これにより、平成30年4月17日告示の補欠選挙が執行され、大和田 博 君が再選されました。

平成30年6月30日付けで、野地 久夫 君が任期満了になりました。

これにより、平成30年6月14日告示の補欠選挙が執行され、本多 勝実 君が当選されました。

### (3) 議席の指定

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された、前後 公 君の議席を6番、本多 勝実 君の議席を11番、大和田 博 君の議席を12番に指定いたします。

#### (4) 会議録署名議員の指名

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に6番、前後 公 君、12番、大和田 博 君を指名いたします。

#### (5) 会期の決定

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### (6) 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第7号及び第8号、同意第1号の提出

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第5「承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第7号及び第8号、同意第1号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておりましたので、ご了承願います。

#### (7) 提案理由の説明

議長（目黒 章三郎君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第7号及び第8号、同意第1号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、平成30年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、この度の西日本豪雨により亡くなられた方々にご冥福をお祈りいたしますとともに、被害にあわれた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が1件、平成29年度決算に係る認定が2件、平成30年度補正予算に係る議案が2件、監査委員の選任に係る同意案件が1件の、合わせて6件でございます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度については、被保険者の増加や医療の高度化に伴う医療費の増加が見込まれる中、持続可能な保険制度として安定した財政運営が求められております。

その結果、前年度から、低所得者等に対する保険料軽減特例措置が段階的に縮小する一方、高額療養費の被保険者負担額の上限を上げるなど被保険者の能力に応じた負担が求められております。

また、保険者による予防事業や健康づくり推進事業、医療費適正化事業等の実施状況が評価され、これに応じて交付金が交付される保険者インセンティブを意識した取り組みがこれまで以上に求められております。

このような状況の中、全国の広域連合で組織する協議会では、6月に厚生労働大臣に対して、後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたって、本制度が安定した保険財政運営が可能となるよう、国による財政支援の拡充や高齢者の必要な医療を受ける機会の確保などを要望したところであります。

本広域連合といたしましても、東日本大震災及び原子力発電所の事故により被災された被保険者に対する支援の継続など本県の実情を踏まえた意見を申し上げております。

本広域連合における主な取り組みについて申し上げます。

はじめに、医療費の動向であります。平成29年度については、約2,600人増加し、1人当たりの保険給付費もプラスとなっていることから、医療機関への支払額は年額で、約43億円の増となっております。

このような状況を踏まえ、被保険者への受診状況の通知や、ジェネリック医薬品の普及啓発にも取り組むほか、レセプトの二次点検を強化するなどにより医療費の適正化に引き続き努めて参りたいと思っております。

続いて保健事業の取り組み状況でございますが、データヘルス計画に基づき、対象者の抽出や広報紙を活用した啓発活動など、市町村との連携を強化しながら事業を進めております。

健康診査につきましては、疾病の早期発見・早期治療と健康に対する意識を定着させることが、重要であることから、受診率の向上を図り、被保険者の健康寿命の延伸につなげて参りたいと考えております。

また、昨年度から75歳になった方を対象に歯科口腔健診を実施しております。虫歯予防だけでなく、口腔機能低下によるとされている誤嚥性肺炎などの疾病予防や要介護状態への進行を抑制していきたいと考えております。なお、今年度以降は、昨年度に改定した第2期データヘルス計画に基づき、各保健事業を効果的に行ってまいります。

次に、これら医療費の支払いや保健事業を実施する上で大切な財源となります後期高齢者医療保険料の収納状況でございますが、平成29年度の確定値における収納率は前年度を0.05ポイント上回る99.41%となりました。基礎財源の確実な確保と保険料負担の公平性を図るため、引き続き、収納対策に取り組んで参りたいと存じます。

以上、後期高齢者医療事業の一端について申し上げましたが、本広域連合といたしましては、医療制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」であります。東日本大震災に係る保険料の減免について、平成30年度分保険料の減免に係る補助金等の交付対象基準が新たに示されたため、東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例について、所要の改正を行うため、専決処分をし、承認を求めるものであります。

「認定第1号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について」であります。地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものであ

ります。

「認定第2号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものであります。

「議案第7号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,900万円余を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億7,400万円余とするものでございます。

「議案第8号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70億9,100万円余を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,473億9,000万円余とするものでございます。

「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」であります。広域連合議会議員のうちから選任される者の任期満了に伴い、後任監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

以上、6件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### **(8) 承認第2号の説明、採決**

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第7「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（熊坂 俊則君）** 承認第2号についてご説明をいたします。

定例会議案書とA4版横のですね議案説明資料資料1というのをご準備願います。

まず、議案書の1ページをお開きください。

本議案は、東日本大震災による被災者に係る平成30年度保険料を決定するにあたり、急を要したことから、表記の条例につきまして、地方自治法の規定により、平成30年7月5日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容であります。資料1の説明資料の1ページの方をお開き願います。

改正の主な内容としまして、1保険料減免の適用期間を平成31年3月31日まで延長し、2としまして平成30年度上位所得層に属する被保険者のうち、平成29年4月1日以前に指定が解除された「旧緊急時避難準備区域」など記載の区域に居住していた世帯について減免の対象としないというものであります。

施行は、公布の日からでございます。

2ページから4ページが新旧対照表であります。

承認第2号の説明については以上でございます。

ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑なさる方はございますか。



(「質疑なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければこれをもって承認第2号に対する質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければこれをもって討論を終結し採決いたします。  
承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。  
よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

### (9) 認定第1号及び第2号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第8「認定第1号 平成29年度福島県後期高齢者医療  
広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、及び、日程第9「認定第2号 平成29年度  
福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関  
連がありますので一括議題にしたいと思います。  
一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 平成29年度歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

まず、認定第1号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
認定についてであります。

議案説明資料の2-1 平成29年度各会計歳入歳出決算書 により説明をさせていただきます。

資料2-1の4ページをお開きください。

一般会計歳入歳出決算書のまず、歳入であります。表の一番下、歳入合計をご覧ください。

予算現額8億6,738万円に対しまして、調定額、収入済額同額で8億6,713万  
円余で、予算現額との比較で、24万円余の減となったものであります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。

歳出合計をご覧ください。

予算現額8億6,738万円に対しまして、支出済額は8億1,354万円で、不用額  
が、5,383万円余となったものであります。

そういたしまして、歳入歳出差引残額は欄外であります。5,358万5,774円  
となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

事項別明細書であります。

まず、歳入であります。各款の収入済額で説明させていただきます。

7ページ側の収入済額と併せて備考欄をご覧くださいと思います。

1款「分担金及び負担金」8億1,600万円余は、構成市町村からの負担金で、事業運営に要する共通経費の負担金でございます。

次に2款「財産収入」78万円余は、事務局職員の借上げ公舎入居料等であります。

3款「繰入金」特別会計からの繰入金はありませんでした。

4款「繰越金」4,900万円余は、前年度からの繰越金でございます。

次に5款「諸収入」15万円余は、歳計現金の預金利子等でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

歳出であります。同じく支出済額と併せて備考の欄をご覧くださいと思います。

右側のページになります。

1款「議会費」67万円余は、議会運営に要した費用であります。

2款「総務費」8,014万7,255円は、主なものとしましては、事務局長、次長、及び総務課職員7名分の派遣職員人件費負担金及び、事務局管理運営費等でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

ページ中ほどの3款「民生費」7億3,200万円余は、電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金及び業務課職員16名分の派遣職員人件費負担金であります。

12ページをお開きください。

4の実質収支に関する調書であります。

一般会計の実質収支額は、5,358万5千円です。

認定第1号平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書は5ページになります。

資料2-1の決算書で同じく説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

特別会計の歳入歳出決算書のまず、歳入であります。表の一番下の歳入合計をご覧ください。

予算現額2,460億5,951万9千円に対しまして、調定額が2,502億9,683万円余、収入済額が2,502億8,521万円です。

収入未済額が1,162万5,013円です。

これは、保険給付費の不正・不当請求に係る返納金及び加算金や被保険者の負担割合の変更に伴う一部負担金の差額の返納金でございます。

返納金につきましては、早期回収を図っているところであります。

よって予算現額と収入済額との比較では、42億2,500万円余の増となったものであります。

15ページをご覧ください。

歳出でございます。

表の歳出合計をご覧ください。

予算現額2,460億5,951万9千円に対しまして、支出済額は2,388億2,689万円余で、不用額が、72億3,200万円余となったものであります。

歳入歳出差引残額は114億5,831万3,502円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。

事項別明細書、まず、歳入であります。

17ページの収入済額と併せて備考の欄をご覧くださいと思います。

1款「市町村支出金」377億5,800万円余であります。主な内訳としまして、市町村から納付された被保険者の後期高齢者医療保険料、低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金、療養給付費に係る療養給付費市町村負担金並びに健康診査事業負担金などあります。

次に2款「国庫支出金」855億3,700万円余であります。主な内訳としまして、療養給付費に係る療養給付費国庫負担金、高額医養費に係る高額医療費国庫負担金、普通調整交付金、特別調整交付金、原発事故で被災した被保険者の保険料の減免及び一部負担金の免除に対する後期高齢者医療災害臨時特例補助金、低所得者等の保険料軽減に係る高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金などあります。

3款「県支出金」192億5,300万円余であります。主な内訳としまして、療養給付費県負担金、及び、高額医養費に係る高額医療費県負担金となっております。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

4款「支払基金交付金」949億5,500万円余は、後期高齢者交付金で、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものであります。

次に5款「特別高額医療費共同事業交付金」4,700万円余は、特別高額医療費共同事業からの交付金で、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、各広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から本広域連合に交付された交付金であります。

次に6款「繰入金」6億800万円余は、一般会計からの事務費等繰入金で、次に7款「繰越金」118億4,300万円余は、国からの療養給付費負担金などの負担金の29年度に精算する償還分等の繰越金でございます。

8款「県財政安定化基金借入金」の借り入れはございませんでした。

次に9款「諸収入」2億8,100万円余は、歳計現金の預金利子、交通事故等の第三者の行為によって給付された療養費等に相当する第三者納付金、及び診療報酬の過誤調整金の返納金などあります。

諸収入の収入未済額は、先ほどご説明いたしました、返納金の収入未済額であります。

そういたしまして、表下段、歳入合計が、2,502億8,500万円余となったものであります。

前年度と比較しまして率にして1.4%、金額にして34億円の増となったものであります。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

歳出であります。21ページの支出済額と併せて備考欄をご覧ください。

1款「総務費」6億2,000万円余は、主なものとして、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、レセプト点検審査委託料など医療費適正化等推進事業、及び被保険者の健康づくりを図る後期高齢者医療特別対策事業などです。

22ページ、23ページをお開き願います。

2款「保険給付費」2,321億7,900万円余であります。被保険者の医療機関の受診により広域連合から医療機関へ支払う療養の給付費で、歳出全体の約97.2%の割合を占めております。

給付費の内訳につきましては、備考欄に記載のとおり医科歯科調剤等となっております。

24ページ、25ページをお開き願います。

次に3款「特別高額医療費共同事業拠出金」6,400万円余は、先ほど歳入で説明しました高額な医療費が発生した際に全国の広域連合が共同で負担する共同事業への拠出金であります。

次に4款「保健事業費」5億1,300万円余は、被保険者の健康診査事業に要した費用で、市町村に委託して実施したものです。

5款「公債費」の支出ございません。

次に6款「諸支出金」54億4,800万円余は、資格喪失などによる保険料の還付金や、26ページ、27ページの方になりますが、療養給付費等の額の確定に伴い、国などから定率で概算払いされておりました療養給付費等負担金などを精算した償還金等です。

26ページ、27ページの7款「予備費」の支出はございませんでした。

表の一番下になります。

歳出合計は2,388億2,600万円余となったものであります。

前年度と比較して率にして1.6%、金額にして約38億円の増となったものであります。

28ページをお開き願います。

7実質収支に関する調書であります。

特別会計の実質収支額は114億5,813万3千円です。

次に29ページの8財産に関する調書です。

不動産、動産、有価証券等の公有財産及び、基金等、財産はございません。

次に、31ページをお開きください。

平成29年度の主要な施策の成果等報告書となります。

保険給付の他、保険者としてとしてとして保健事業、医療費の適正化事業を実施しているところですが、主な事業成果について、ご説明いたします。

44ページをお開きください。

ページ中ほどのオ。医療費適正化等推進事業でございますが、主な実施事業として、(イ)重複・頻回受診者訪問指導につきましては、記載の重複・頻回の基準に該当した対象者226名に対しまして、訪問指導の案内をしまして、57名、延べ92名に対して、保健師や看護師が訪問し、病気の状況等を確認しながら、適正な受診・服薬の指導を行ったもの

であります。

次に45ページになります。

(ウ) レセプト二次点検につきましては、外部に委託して二次点検を実施したものであります。

成果としまして、1億7000万円余の給付費の減額効果があったところであります。

次に、(エ) の効能が同等で値段の安いジェネリック医薬品、後発医薬品の利用促進に係る費用であります。

主な取り組みとして、ジェネリック医薬品に切り替えることで、400円以上の自己負担額の減額が見込まれる対象者1万3500人に対しまして、その金額をお知らせする差額通知書を8月に発送いたしました。

成果といたしまして通知後の9月から11月の3か月の状況を分析した結果、ジェネリック医薬品への変換率が11.9%、金額にして3カ月で約1000万円余の削減効果が認められたところであります。

この他、新規保険加入者に対しましてジェネリック医薬品への切り替えるようなシールなどを交付するなどの取り組みを実施しました結果、ジェネリック医薬品の利用率であります。平成30年3月末で利用率が70.4%となり、前年の同時期と比較して4.6%増となったところであります。

続きまして46ページになります。

(カ) の後期高齢者医療特別対策事業の(ア) 長寿・健康増進事業実施市町村補助事業であります。22市町村において実施された健康づくり教室の開催や人間ドック費用助成等29の事業に対しまして保健事業の一環としまして費用助成を行ったものであります。

次に(イ) 平成30年度から平成35年度までを計画期間としました第2期保健事業実施計画を策定したところであります。

次にページの一番下、(エ) 重症化予防事業であります。前年度の健康診査の結果で血圧、血糖、脂質のデータに基準を超える異常が認められながら、医療機関の受診がない600人に対し、受診を喚起させる内容のアンケートを実施した結果、257人の受診につながったところであります。

続きまして、51ページをお開き願います。

ページ中ほどの4款「保健事業費」の(1) 健康の保持増進事業のまず(1) の①健康診査であります。長期入院患者等の一部被保険者を除く、全被保険者を対象としまして、市町村と委託契約を結び実施したものであります。

成果としまして52ページの方の集計表をご覧いただきたいと思いますが、受診者数69,530人、受診率25.06%と前年の受診率を1.28ポイント上回ったところであります。

次に②の歯科口腔健康診査事業であります。特に高齢者においては、身体の諸症状の発症、進行、虚弱の原因取ります歯科口腔内の健康のため29年度から事業を開始したところであります。

成果としまして集計表になりますが受診者数2028人、受診率は13.75%となったところであります。

両事業ともに更なる受診率の向上が課題ととらえております。

被保険者の受診勧奨、また、市町村に対しての健診データを活用した保健指導の実施を図ってまいりたいと考えております。

認定第2号「平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明は以上でございます。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、資料2-2のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、合わせてご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。監査委員 松野 孝司 君。

**監査委員（松野 孝司君）** 監査委員の松野でございます。

私から平成29年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料2-2、審査意見書1ページをご参照いただきたいと思います。

去る平成30年6月25日、大和田議員と私で事務局職員立会いの下、平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、適正であると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係書類及び証拠書類と符合しており、適正であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめておりますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断しております。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。

本広域連合においては、今後も、後期高齢者人口の増加に伴う医療費の増加が予想されることから、引き続き医療費の適正化に努めるとともに、健全な財政運営と高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑かつ安定的な運営に取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

**議長（目黒 章三郎君）** ただいまの監査委員の意見をふまえ、「認定第1号」及び「認定第2号」の質疑を行います。

質疑なされる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「認定第1号」及び「認定第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** なければ、これをもって討論を終結し採決いたします。

採決は案件ごとにおこないます。

「認定第1号」は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、「認定第1号」は、原案のとおり認定されました。

続きまして「認定第2号」は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、「認定第2号」は、原案のとおり認定されました。

#### (10) 議案第7号及び第8号の説明、採決

**議長(目黒 章三郎君)** 次に、日程第10「議案第7号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び日程第11「議案第8号 平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(熊坂 俊則君)** 議案第7号「平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご説明いたします。

議案書の6ページ、7ページをお開きください。

まず補正の内容であります。6ページになります。第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,938万7千円を追加し、11億7,439万8千円とするものであります。

平成29年度決算の認定により繰越金が確定したことによるものでございます。

議案書の8ページから10ページまでが補正予算の事項別明細書であります。

9ページ、10ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入であります。4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に1,938万7千円を追加するものであります。

これは、平成29年度の決算で、30年度への繰越金5,358万5千円が確定したことから、30年度当初予算で計上の繰越金3,419万8千円との差額として追加するものであります。

次に歳出でございます。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」から、同款の2項「選挙費」1目「選挙管理委員会費」へ4万5千円を組み替えるものであります。

これは、例年1回であった選挙管理委員会の開催を選挙管理委員の任期満了に伴いまし

て年2回開催するものでございます。

次に、4款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」でございますが、歳入補正額と同額1,938万7千円を追加するものであります。

そういたしまして、8ページ、補正後の歳入歳出の合計額であります。歳入歳出額とも、11億7,439万8千円となるものでございます。

議案第7号「平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号「平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明いたします。

議案書の12ページ、13ページをお開きください。

補正の内容であります。12ページ第1条、平成29年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ70億9,167万円を追加しまして、2,473億9,068万3千円とするものであります。

続きまして第2条医療費適正化に係る業務委託について債務負担行為を設定するものであります。

議案書の14ページから16ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書になります。

15ページ、16ページをお開きください。

まず、上段の表、歳入であります。7款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」70億9,167万円を追加であります。これは平成29年度の決算で、30年度への繰越金114億5,831万3千円が確定したことから、当初予算で計上していた43億6,664万3千円との差額として追加するものであります。

内訳としましては、療養給付費負担金等繰越金に49億5,136万6千円を、その他繰越金に21億4,030万4千円を追加するものであります。

次に、歳出であります。6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」に、29年度に概算払いで受けておりました国などからの療養給付費負担金等の精算に係る国庫等への償還金等とであります。

次に7款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に、21億4,030万4千円を追加は、保険料及び共通経費に係るものであります。

そういたしますと、補正後の歳入歳出の合計額であります。歳入歳出額とも2,473億9,068万3千円となるものでございます。

続きまして、債務負担行為の設定であります。議案書の13ページ第2表になります。併せまして資料1議案等説明資料8ページをお開きください。

A4判のものになります。

医療給付費の適正化を図るため、医療機関からの診療報酬請求に係るレセプトの2次点検に係る委託であります。平成30年度から33年度までの委託について債務負担行為を設定するものであります。

平成30年4月1日から業務が執行できるよう受託者の点検人員の確保や準備期間として平成30年度中に契約を締結するものであります。



債務負担の期間については平成30年度から33年度までとし、限度額は1億6500万円であります。

議案第8号「平成30年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」の説明は以上であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** 「議案第7号」及び「議案第8号」の質疑を行います。

質疑なさる方ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって「議案第7号」及び「議案第8号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論をされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** なければ、これをもって討論を終結します。

採決は案件ごとにおこないます。

「議案第7号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、原案のとおり可決されました。

続きまして「議案第8号」は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（目黒 章三郎君）** ご異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、原案のとおり可決されました。

#### （11）同意第1号の説明、採決

**議長（目黒 章三郎君）** 次に、日程第12「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」ご説明いたします。

議案書の17ページですが、資料1議案説明資料によりご説明いたしますので、資料1の9ページをご覧ください。

広域連合議会議員のうちから選任される監査委員の任期満了に伴い、後任として平成30年5月15日広域連合議会議員補欠選挙に再選した大和田 博議員を適任として、同意を求めるものでございます。

以上が、同意第1号の説明であります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長（目黒 章三郎君）** これより、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員

の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥が必要でありますので、大和田 博 君の退席を求めます。

(大和田議員退席)

**議長(目黒 章三郎君)** これより採決を行います。

お諮りいたします。

「同意第1号」大和田 博 君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(目黒 章三郎君)** ご異議なしと認めます。

よって、「同意第1号」大和田 博 君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで、大和田 博 君の入室を認めます。

(大和田議員入室)

**議長(目黒 章三郎君)** 大和田 博 君の監査委員選任は同意となりましたのでお知らせいたします。

## (12) 閉会及び閉議の宣告

**議長(目黒 章三郎君)** これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、平成30年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時02分)